

高知市生活支援給付金（第3期 均等割のみ課税世帯）に関するよくある質問

I 制度概要・対象世帯について

Q 高知市生活支援給付金（第3期 均等割のみ課税世帯）とはどのような制度ですか。

A エネルギー・食料品等の物価高騰の影響により特に負担が増大している低所得世帯の方々の生活を支援するため、令和6年度に『新たに』世帯全員が住民税均等割のみ課税（定額減税適用前）となる世帯又は均等割のみ課税者（定額減税適用前）と均等割非課税者で構成される世帯に対し、1世帯当たり10万円を現金給付します。

Q どのような世帯が支給対象となりますか。

A 基準日（令和6年6月3日）において、高知市に住民登録があり、世帯全員が住民税均等割のみ課税（定額減税適用前）となる世帯又は均等割のみ課税者（定額減税適用前）と均等割非課税者で構成されている世帯が対象です。ただし、以下に該当する場合は対象外となります。

- ・世帯全員が、住民税が課税されている方の扶養親族等になっている場合（税法上の課税扶養）
- ・令和5年度住民税非課税世帯向けの給付金（7万円）又は令和5年度住民税均等割のみ課税世帯向けの給付金（10万円）の対象世帯であった場合（高知市以外の自治体で対象であった場合も含む）は原則対象外
- ・高知市以外の自治体において、令和6年度住民税非課税世帯向けの給付金（10万円）又は令和6年度住民税均等割のみ課税世帯向けの給付金（10万円）を受給している場合

Q 令和6年度住民税はいつの収入に基づき課税されますか。

A 令和6年度分は令和5年1月～12月までの収入に基づき課税されます。

Q 刑務所等の矯正施設等に入所している被収容者等も対象となりますか。

A 支給対象となります。ご親族等で、ご不明な点がある方は、当課（088-856-6935）までお問合せください。

Q ホームレス等でいずれの市町村にも住民登録がない方は対象となりますか。

A 基準日の翌日以降に住民登録があれば支給対象となります。当課（088-856-6935）までお問合せください。

Q 住民税が課されている方の扶養親族等とはどのようなものでしょうか。

A 例えば、親（課税）に扶養されている親元を離れた大学生（非課税）や、別居の子（課税）に扶養されている親の世帯（非課税）などをいいます。

Q 世帯全員が、住民税が課税されている方の扶養親族等になっている場合は対象外とありますが、世帯の中に課税されている者の扶養親族ではない者が1人でも含まれていれば、支給対象となりますか。

A 世帯の中に、課税されている方の扶養親族ではない方が含まれている場合は支給対象となります。

（例）世帯主Aと配偶者Bの高齢者夫婦のみ世帯（住民税均等割のみ課税）の場合

支給可否	支給可否
① ABともに子C（課税）の扶養となっている	支給対象外
② Aのみが子C（課税）の扶養となっている	支給対象
③ Aが子C（課税）、Bが子D（Bを扶養することで非課税）の扶養となっている	支給対象

Q 市外にいる子（課税）の扶養となっている場合でも支給対象外ですか。

A 課税者の居住地に関わらず、世帯全員が課税者の扶養となっていれば対象外です。

Q 基準日後に世帯分離をした場合、給付はどうなりますか。

A 世帯は、基準日において判定するため、基準日後に世帯分離をしても別世帯として対象にはなりません。

納税通知書が届き、均等割のみ課税されていましたが、問い合わせたところ均等割のみ課税世帯としての給付金対象ではないと言われました。これまで給付金は受給していません。なぜでしょうか。（単身世帯で世帯外の親族にも扶養に取られていません）

A 定額減税後に均等割のみ課税となったため、給付金対象外であると考えられます。本給付金における「均等割のみ課税」とは、定額減税適用前の状態で均等割のみが課税されている状態をいいます。定額減税の結果、個人住民税所得割部分が減税されたことにより均等割部分のみ納付義務が発生している場合は対象外です。

2 手続きについて

Q 給付金はいつ頃振込まれますか。

A 基準日時点で公金受取口座のご登録をされている世帯の方には、令和6年6月28日に「支給のお知らせ」を送付し、令和6年7月16日の振込予定です（特に申請等の手続きは必要ありません）。
公金受取口座のご登録をされていない世帯の方には、「支給要件確認書」を令和6年7月1日から順次発送いたします。確認書が届きましたら、必要事項をご記入のうえ、同封の返信用封筒にてご返送ください。返送があったものから順次審査を行い、不備がなければ提出から約2～4週間後に振込予定です。

Q 「支給要件確認書」を紛失してしまいました。どうすればよいでしょうか。

A 再発行いたしますので、下記コールセンターへお申し出ください。なお、再発行には2～3週間程お時間をいただきますので、ご了承ください。

【高知市生活支援給付金（第3期）コールセンター】

電話番号：050-3644-9007

受付時間：午前8時30分から午後5時15分（土日祝除く）

3 その他

Q 令和6年度住民税均等割のみ課税（所得割非課税）世帯として給付金を受給した後、修正申告により、令和6年度住民税所得割が課税となった場合、どうなりますか。

A 修正申告の結果、令和6年度住民税所得割が課税（定額減税適用前）になった場合、本給付金の支給対象外となるため、既に受給している場合は返還していただきます。

Q 本給付金は、差押え、課税の対象となりますか。

A 差押え、課税の対象とはなりません。